
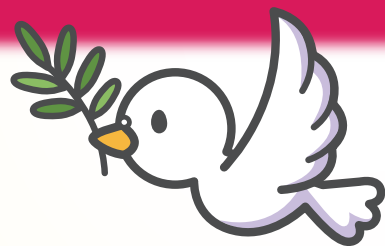


# 令和6年度栗原市 看護学生修学資金貸付事業

 お問い合わせは  
栗原市医療管理課へ  
☎0228-21-5631



ひと月**5万円**を  
卒業まで**貸付**  
(最長4年)

借った年数  
**+1年**の  
勤務で返還免除

新卒新人研修は  
設備やスタッフが充実している  
**栗原中央病院**で  
行います。

新幹線で  
仙台駅から  
**25分**  
(宿舎もあります)

みんなの夢を  
応援するよ!



栗原市マスコットキャラクター  
ねじりほんによ



栗原市公式ウェブサイト

検索



# 応募のご案内



看護学生

募集人員	令和6年度 2人
貸付金額	月額 50,000円 (無利子)
貸付期間	貸し付けを決定した月から養成施設(学校)を卒業する月まで(最長4年間)
申請資格	文部科学大臣、厚生労働大臣または都道府県知事が指定した保健師、助産師、看護師を養成する施設(学校)に在学している方(入学予定の方を含む)
申請期限	令和7年1月31日(金)必着 定員に達した時点で終了となります ※申請受付時間は、平日の午前8時30分から午後5時15分までとなります。
申請方法	栗原中央病院2階、医療管理課に備え付けの貸付要項を確認の上、持参または郵送で申し込みください。 貸付要項は、栗原市公式ウェブサイトからダウンロードもできます。 ①看護学生修学資金貸付申請書 ②履歴事項等調書 ③戸籍謄本 ④在学証明書(在学中の方のみ) ⑤申請者と生計を一にする方の所得証明書(市町村長が発行するものに限る)
連帯保証人	修学資金の貸し付けを受けようとする方は、それぞれ独立をした生計を営んでいる連帯保証人を2人立てなければなりません。
審査方法	書類及び面接審査(随時行います) ※日時・場所等の詳細は日程調整の上、直接本人に通知します。
審査結果	貸し付けの適否は、文書で直接本人に通知します。
修学資金の除返還免	養成施設(学校)を卒業後、ただちに栗原市立病院及び市立診療所の看護師(正規職員に限る)となり、修学資金の貸し付けを受けた期間に1年を加えた期間を引き続いて勤務した場合は、修学資金の返還が免除されます。 (注意)この制度は、栗原市立病院及び市立診療所への採用を約束するものではありません。
修学資金の返還	次のいずれかに該当した場合は、貸し付けを受けた修学資金の全部、または一部を返還していただくことになります。 ① 学校等を退学したとき、または貸し付けを辞退したとき。 ② 学校等を卒業後、ただちに栗原市立病院及び市立診療所の正規職員とならなかったとき。 ③ 栗原市立病院及び市立診療所の看護師として返還免除に相当する期間を勤務しなかったとき。
修学資金の返還猶予	次のいずれかに該当するときは、必要な期間、貸し付けを受けた修学資金の返還が猶予されます。 ① 学校等を卒業後、ただちに栗原市立病院及び市立診療所の正規職員となり、引き続き看護師の業務に従事しているとき。 ② 資金の貸し付けを受けたときに在学していた学校等を卒業した後、他の養成施設(学校)に進学して在学しているとき。 ③ 災害、疾病その他やむを得ない理由により、貸し付けを受けた修学資金を返還することが困難と認められるとき。

■申請先及び  
問い合わせ先

栗原市医療局 医療管理課 総務係

〒987-2205 宮城県栗原市築館宮野中央三丁目1番地1(栗原中央病院2階)

TEL: 0228-21-5631 FAX: 0228-21-5632

E-mail: medical@kuriharacity.jp URL: https://www.kuriharacity.jp